

住民監査請求の結果について

浜松市監査委員は、令和 8 年 7 月 13 日付けで収受した住民監査請求について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。)第 242 条第 5 項の規定に基づき監査した結果、次のとおり決定し、9 月 7 日付けで請求人に通知した。

1 請求の内容

(1) 請求人 A 氏

(2) 請求の対象

客引き行為等の禁止等に関する条例を絶対遵守させるために雇用した会計年度任用職員に対する令和 2 年度から令和 8 年度(4 月分及び 5 月分)までの報酬の支出

	年度	職員数	見込年収	総支出
	令和 2 年度	1 人	2,658,000 円	2,658,000 円
	令和 3 年度	3 人	2,735,000 円	8,205,000 円
	令和 4 年度	4 人	2,722,000 円	10,888,000 円
	令和 5 年度	4 人	2,772,000 円	10,888,000 円
勤勉手当有	令和 6 年度	4 人	2,722,000 円	10,888,000 円
勤勉手当有	令和 7 年度	3 人	2,722,000 円	10,888,000 円
勤勉手当有	令和 8 年度 ※	3 人	2,842,812 円	8,528,436 円

※令和 8 年は 4 月分から 5 月分までを対象

(3) 違法又は不当とする理由

雇用した会計年度任用職員は、22 時 10 分までの勤務にも関わらず、21 時に退勤しているため、当該会計年度任用職員に対する令和 2 年度から令和 8 年度(4 月分及び 5 月分)までの報酬は、憲法を含む種々の法令違反、契約違反があり、違法。また、最小の費用で最大の効果を発揮する合理性に反し、不当。

ア 会計年度任用職員

- ・会計年度任用職員は、22 時 10 分までの勤務にも関わらず、21 時に退勤。その行為は、一部の者(自ら又は所属する課を含む)の奉仕者となっており、憲法違反
- ・全力を尽くし、注意力のすべてを注いで職務を遂行していない。地方公務員法違反
- ・民法第 1 条第 3 項信義則違反
- ・勤務実態を偽った契約違反

イ 浜松市市民生活課の職員

- ・全力を尽くし、注意力のすべてを注いで職務を遂行していない。地方公務員法

違反

- ・最小の経費で、最大の成果(客引き根絶)を実現していない。地方自治法違反

ウ 浜松市

- ・最小の経費(勤務実態に即応した給料支給ではない)で、最大の成果(客引き根絶)も、両方とも実現できなかった。地方自治法違反
- ・虚偽勤務実態を創出し、そのまま報告し、報酬を満額受け取る人物らを採用し続けた行為。

エ 浜松市議会及び浜松市議会議員全員

- ・最小の経費(勤務実態に即応した給料支給ではない)で、最大の成果(客引き根絶)も、両方とも実現できていない行政を、適法に監視してこなかった(職務怠慢)のに「自分たちは正しい」と思い続けてきたこと。地方自治法違反

(4) 監査委員に求める措置

- ・支出した全額のうち、職務放棄した時間に当たる給料等を、該当する職員に対して、返還請求をせよ。
- ・客引き条例の絶対遵守による客引き根絶のため、まずは最低限、募集要項の契約通り 22 時 10 分まで勤務させ、その報告書の提出を徹底させよ。
- ・①13 時 30 分から 22 時 10 分までの勤務、②週 30 時間(週休 3 日)、③3 人の任用職員勤務、現時点の契約事項を遵守したうえで、どのように振り分け、配置すれば、客引き行為等の根絶を実現できるか、議員も含めた行政監視のもと、新たに計画を立案し、実行させること。

また、次年度以降は、上記①②③すら全て見直すこと。例えば、

①18 時から 24 時までの勤務とする

②週休 2 日にして勤務日を 5 日に増やす

③1 人勤務を実施し、現在の水、木、日曜日のように、職員不在日を根絶する

- ・虚偽勤務実態を創出し、市民を欺き給料を受け取った任用職員を即時辞めさせ、使命達成する別の者を採用すること。60 過ぎた(硬くなった餅)人間の性根、正されとは到底思われない。勤務時間中に屈伸している者もいた。見回りが機能せず、屈伸のために給料が払われるのではない。客引きの根絶が使命。使命を果たせぬ者に居場所を与えてはならない。
- ・浜松市の全ての職員(約 6,000 人)を巻き込み、客引き根絶を必ず達成すること。市長は、職員に、まちなかに飲みに行くことを推奨している。長の指示を遵守しようとする職員なら、有楽街に出ているということである。その際、通常の間人として目が機能していれば、「客引き」がうろうろしていることに気づかないわけがない。その場で「客引き」に声をかけることはできないのかもしれないが、その場で市役所守衛室に電話、または、翌出勤日に、市民生活課に、情報を共有することはできる。容易だ。こんな簡単で、金のかからないことをしようとしなことは、職員による職務怠慢である。
- ・直ちに実行しなければ、浜松市行政が目指すまちなか活性化が、日本一の客引き活性化となり、日本中の市町から笑いものになると心得よ。

2 監査結果

報酬の支出から1年を経過している236件については、自治法第242条第2項の要件を満たさず、不適法であると認めるため却下する。

また、報酬の支出から1年を経過していない36件については、理由がないと認めるため棄却する。

3 監査委員の判断(要旨)

(1) 報酬の支出から1年を経過しているものについて

- ・本件請求書の收受日である令和8年7月13日において既に1年を経過している令和7年7月12日以前にされた報酬の支出が含まれている。請求人は、1年以内に請求できなかった正当な理由はないと回答しており、1年を経過していることについての正当な理由は認められない。
- ・1年を経過している報酬の支出に係る請求については、いずれも請求期間を徒過している以上、不適法である。

(2) 報酬の支出から1年を経過していないものについて

ア 会計年度任用職員に関する主張について

- ・請求人の主張は、客引き禁止条例の目的を達成するために採用された会計年度任用職員(巡回指導員)が、22時10分までの勤務条件にもかかわらず21時に退勤しているとして憲法、地方公務員法、民法に違反しているほか、契約違反であるから、巡回指導員に対する報酬の支払も違法となるというものである。
- ・請求人が主張の前提としている、巡回指導員が22時10分までの勤務であるにもかかわらず21時に退勤していたとの事実があるかどうかについては、巡回指導員が22時10分より前に退勤した事実は確認されなかった。
- ・巡回指導員が22時10分より前に退勤したことを裏付ける客観的な証拠は何ら提出されておらず、タイムカードや客引き行為等指導従事日報等に基づく退勤時間を否定すべき合理的理由はない。
- ・請求人は、憲法第15条第2項違反を主張しているが、巡回指導員が22時10分より前に退勤したことが一部の奉仕者となったとの主張の趣旨が明らかではない。
- ・請求人は、地方公務員法第30条及び第35条違反を主張しているが、巡回指導員が22時10分より前に退勤した事実は認められない。
- ・請求人は、民法の信義則違反を主張するが、巡回指導員の勤務及び報酬の支払いについて、民法は適用されない。
- ・請求人は、勤務実態を偽ったとして契約違反を主張するが、巡回指導員の勤務及び報酬の支払いは契約に基づくものではない。

イ 浜松市市民生活課の職員に関する主張について

- ・請求人は、地方公務員法第30条及び第35条違反を主張しているが、浜松市市民生活課の職員のいかなる行為がこれらの規定に違反するとの主張か、また、

当該違反行為により巡回指導員への報酬の支払いがなぜ違法ないし不当となるのかの具体的主張とその理由が明らかではない。

- ・請求人は、自治法第2条第14項違反を主張しているが、浜松市市民生活課の職員のいかなる行為が同項に違反するとの主張か、また、当該違反行為により巡回指導員への報酬の支払いがなぜ違法ないし不当となるのかの具体的主張とその理由が明らかではない。

ウ 浜松市に関する主張について

- ・請求人は、「最小の経費(勤務実態に即応した給料支給ではない)で、最大の成果(客引き根絶)も、両方とも実現できなかった」、「虚偽勤務実態を創出し、そのまま報告し、報酬を満額受け取る人物らを採用し続けた行為」があるとして自治法違反を主張しているが、地方公共団体たる浜松市は、住民監査請求の対象外である。

エ 浜松市議会及び浜松市議会議員全員に関する主張について

- ・請求人は、「最小の経費(勤務実態に即応した給料支給ではない)で、最大の成果(客引き根絶)も、両方とも実現できていない行政を、適法に監視してこなかった(職務怠慢)のに「自分たちは正しい」と思い続けてきたこと」として、自治法違反を主張しているが、浜松市議会及び浜松市議会議員は、住民監査請求の対象外である。

(3) 報酬の支出の違法性について

- ・本件報酬の支出については、浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当並びに給与に関する条例(令和元年浜松市条例第22号)等の規定に沿って行われていると認められる。

(4) その他の点について

- ・その他の点においても、報酬の支出について違法又は不当な点は認められない。